


研究者が知っておくべき 研究成果有体物の取扱い

 ひふみ総合法律事務所
弁護士 番匠 史人

第1. 研究成果有体物とは

第2. 研究成果有体物の取扱いの基礎

第3. 事例から学ぶ研究成果有体物の取扱いの留意点



第1. 研究成果有体物とは

第2. 研究成果有体物の取扱いの基礎

第3. 事例から学ぶ研究成果有体物の取扱いの留意点





第1. 研究成果有体物とは

第2. 研究成果有体物の取扱いの基礎

第3. 事例から学ぶ研究成果有体物の取扱いの留意点



研究成果有体物とは

- 職員等がセンターの業務として創作等したもので、有形かつ学術的・技術的価値を有するもの

「成果有体物」とは、職員等がセンターの業務として、又はその他の研究者等が職員等の指導に基づき研究活動の一環として、創作、抽出又は取得したものであって、有形かつ学術的・技術的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く(NCNP成果有体物取扱規程第2条第1項(3))。

この規程において「成果有体物」とは、職員等がセンターの業務として、創作、抽出又は取得した試薬、試料、実験動物、試作品、化学物質、菌株等の研究目的に使用可能で、有形かつ学術的・技術的観点からの付加価値を有するものをいう(NCCHD研究成果有体物取扱規程第2条第2号)。

「研究成果物」とは、研究ノート、研究材料(生物系材料を含む。)、研究試料、実験装置、試作品、各種計測データ等を記録した紙・電子記録媒体等、職務としての研究遂行に当たり、有体物として得られた成果をいう(NCGM職務発明等規程第2条第10号)。

(令和6年度時点の規程)

研究成果有体物とは

- 具体例: 抗体、遺伝子、細胞、実験動物、有機材料 等
- 有体物: 空間の一部を占めて、有形的な存在のもの(山野目章夫編「新注釈民法(1)総則(1)787頁」)

例: 固体、液体、気体など。情報、データそのものは有形ではなく、含まれないが、情報が記録された物は、有体物となり得る

参考: 厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用については、「厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」(令和5年12月22日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)を参照

研究成果有体物に対する主な権利(所有権、特許権)

- 所有権

所有物に対する使用・収益・処分を行うことができる権利(民法206条、小粥太郎編「新注釈民法(5)」352頁)

- 特許権(中山信弘著「特許法(第5版)」346頁、382頁)

「発明」(自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの)に対して与えられる権利

- 積極的効力: 業として特許発明の実施をする権利を専有(特許法68条)

⇒ 特許権者以外の第三者が使用する場合には、特許料を支払う必要

- 消極的効力: 正当権原のない他人の実施を排除(差止め)し、かつ侵害者に対して損害賠償を請求することができる(特許法100条)

研究成果有体物に対する主な権利(特許権)

● 特許の積極要件

(特許の要件)

第29条

1 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

研究成果有体物に対する主な権利(特許権)

- 特許の積極要件

- 産業利用することができる発明であること(特許法29条1項柱書)

⇒ 「人間を手術、治療又は診断する方法」の発明については、産業上の利用可能性の要件を満たさない(特許庁「特許・実用新案審査基準」第三部第1章3. 1. 1.)

- 「人間を手術、治療又は診断する方法」は、通常、医師(医師の指示を受けた者を含む。以下同じ。)が人間に対して手術、治療又は診断を実施する方法であって、いわゆる「医療行為」といわれているものである

研究成果有体物に対する主な権利(特許権)

● 特許の積極要件

■ 新規性があること(29条1項)

⇒ 公然に知られた場合には新規性を満たさないが、守秘義務を有する相手方に対して開示した場合には、公然実施には該当しないと解されている

■ 進歩性があること(特許法29条2項)

⇒ 請求項に係る発明が、公知技術に基づいて当業者が容易に想到できたことの論理付けができるか否かにより行われる。その際、進歩性が否定される方向に働く諸事実(引用文献中の示唆等)及び進歩性が肯定される方向に働く諸事実(有利な効果等)が総合的に評価される

研究成果有体物に対する主な権利(著作権)

● 著作(財産)権

- ✓ 著作物を「創作」した著作者に対して著作権法により与えられる権利。著作権が認められることにより、著作物を自ら独占的に利用することができ、他人に対して利用を許諾することができる(著作権法第三節)
- ✓ 著作(財産)権の侵害に対し、侵害停止を請求することができるのみならず、侵害するおそれがある者に対し、侵害の予防を請求することができる(法112条)
- ✓ 著作権の侵害に対して、損害賠償請求をすることもでき、損害額について、推定規定がある(法114条)
- ✓ 名誉回復等の措置も認められる(法115条)



第1. 研究成果有体物とは

第2. 研究成果有体物の取扱いの基礎

第3. 事例から学ぶ研究成果有体物の取扱いの留意点



研究成果有体物の権利の帰属

- 研究成果有体物に関する権利については、特段の定めがない限り、基本的には所属するセンターに帰属する
- 研究成果有体物の利用(実施許諾等)により、センターが収入を得た場合、研究成果有体物を取得または創作した研究者に対し、当該収入の一部が分配される例もある。その詳細は、各センターの定めるところによる。
- なお、「発明者」と「特許権」、「著作者」と「著作権」は別の概念であり、特許権や著作権がセンターに帰属したからといって、発明者や著作者でなくなるわけではない

研究成果有体物の移転・受入れ

- 研究成果有体物の移転

創作した研究成果有体物につき、それを元に研究等を進めたいという外部機関に対して、センターから研究成果有体物を提供すること

- 研究成果有体物の受入れ

外部機関が創作した研究成果有体物につき、それを元にセンターで研究等を行うために、センターが外部機関から研究成果有体物の提供を受けること

- MTA (Material Transfer Agreement、成果有体物移転同意書)

外部機関との間で、成果有体物の移転又は受入れに関するルールを取り決めるために締結する契約

成果有体物の移転・受入



受入
MTA



移転
MTA



センターの研究
者が利用したい
成果有体物を保
有する機関

センター

同意

患者

センターが保有す
る成果有体物の
利用を希望する
機関

MTA締結の必要性

- なぜMTAを締結する必要があるのか
 - 知的財産戦略の観点
 - ✓ 提供する成果有体物の使用許諾条件の設定
 - ✓ 有償・無償の別、対価の設定・収益配分
 - ✓ 提供する成果有体物・加工物・派生物等の権利帰属の設定
 - リスクマネジメントの観点
 - ✓ コンプライアンス(法令等遵守)、履践すべき手続きの明確化
 - ✓ 免責条件の設定(提供試料等に不具合があった場合の整理等)

研究成果有体物の管理

● 研究成果有体物の管理の重要性

- 研究成果有体物は、国の費用を元に、研究者の英知を結集して生成されるもの
- これらが外部に漏えいしたり、紛失したりすることにより、多大な損失が発生し、研究計画を断念せざるを得なくなることも
- 職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した場合、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律に基づき、刑事罰が科される

【高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律】

第11条 国立高度専門医療研究センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第29条 第11条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

研究成果有体物の管理

- 研究成果有体物の管理の重要性
 - 研究成果有体物の内容が「**営業秘密**」(不正競争防止法第2条第6項)に該当する場合には、不正競争防止法に基づき、差止請求(同3条)や損害賠償請求(4条)・刑事上の責任(同21条。10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金に加重)を追及することが可能

【不正競争防止法】

第2条

6 この法律において「営業秘密」とは、**秘密として管理**されている生産方法、販売方法その他の**事業活動に有用な技術上又は営業上の情報**であって、**公然と知られていないもの**

⇒ 「営業秘密」であることを立証するためには、アクセス制限等の秘密管理措置を行っていたことが必要(杜撰な管理の場合、認められない可能性がある)



第1. 研究成果有体物とは

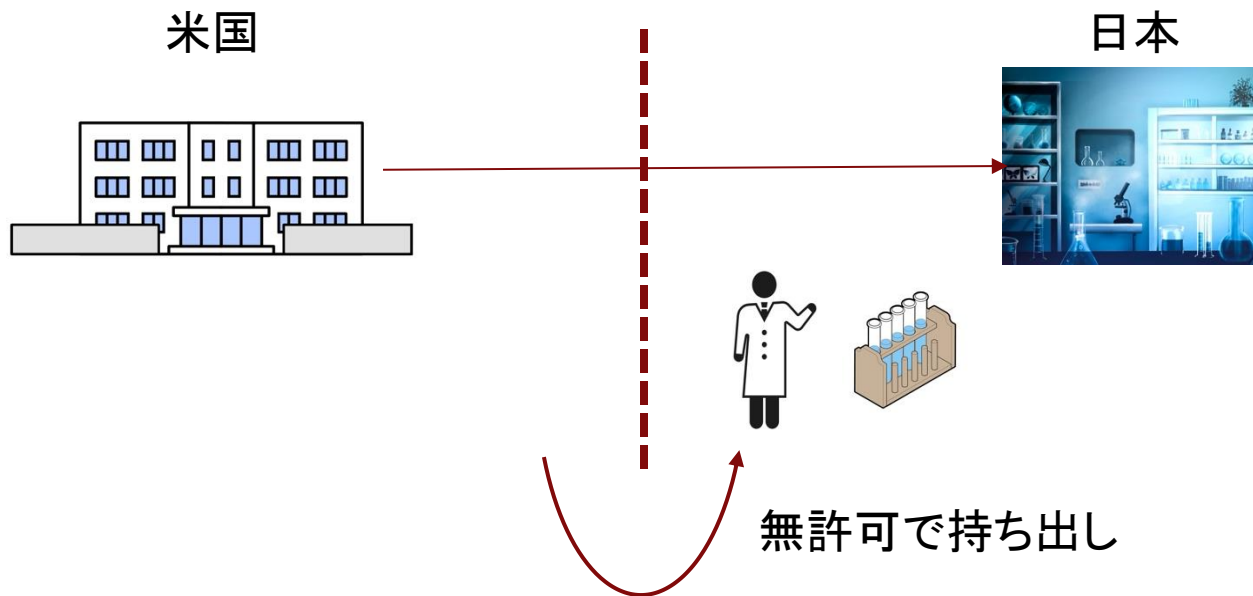
第2. 研究成果有体物の取扱いの基礎

第3. 事例から学ぶ研究成果有体物の取扱いの留意点



遺伝子スパイ事件

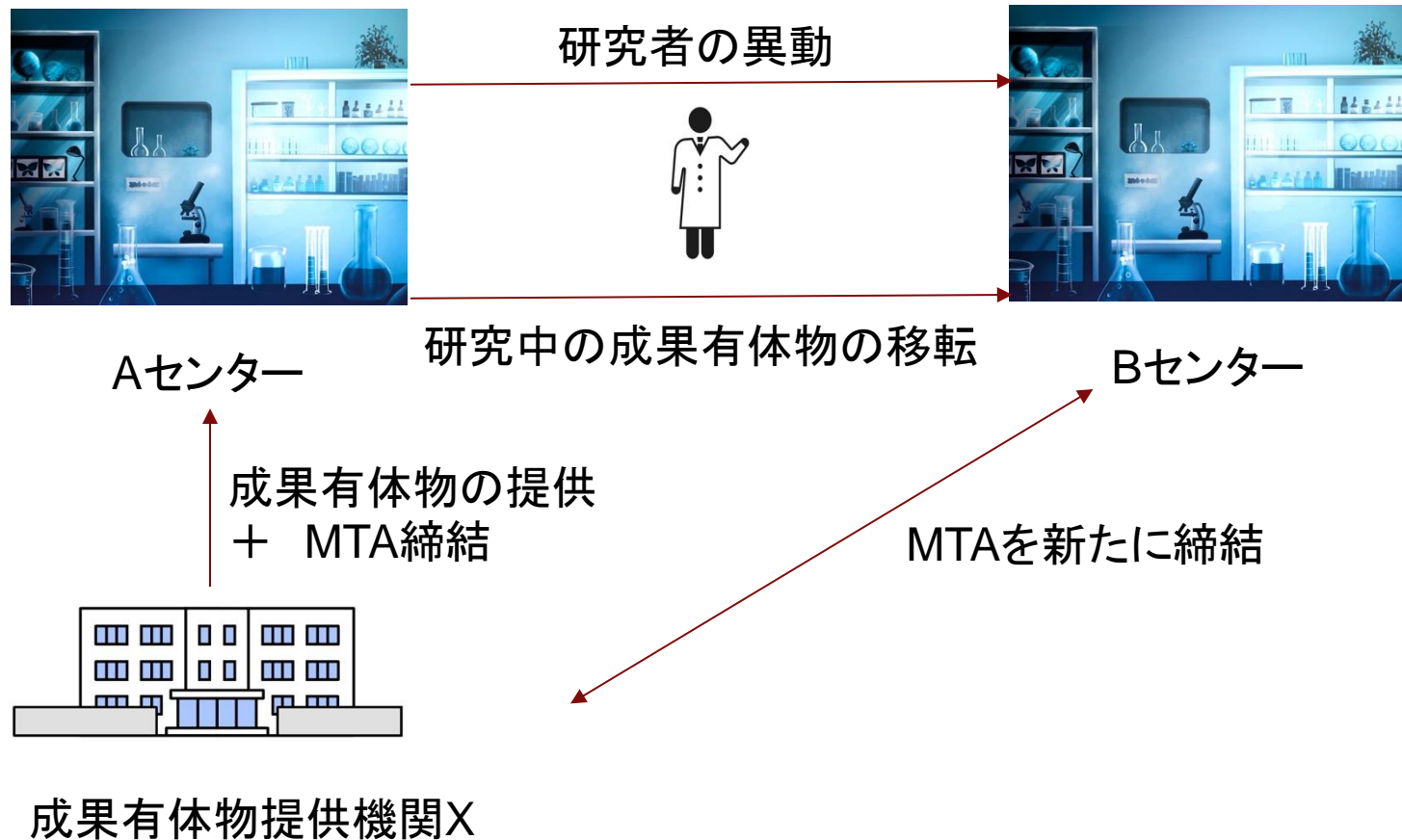
- 1999年、米国の研究所に所属する研究者が、米国の研究費により作成した試料(DNA、細胞株溶液など)を試験管に入れて無許可で持ち出し(一部は破壊)、これを用いた研究を、その後所属した理化学研究所において実行しようとしたとして、米国の経済スパイ法(Economic Espionage Act of 1996)違反として米国司法省により起訴された事件



遺伝子スパイ事件のその後と対策

- この事件を契機に、研究開発成果物の帰属と利用につき、関心が高まり、文部科学省に研究開発成果の取扱いに関する検討会が設置され、2002年5月に、研究開発成果の取扱いの基本的な考え方を示す「研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書」が取りまとめられた
- 2002年7月には、文部科学省から「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」が発出され、研究開発成果に関する体制整備が各機関で進むきっかけに
- 研究者としては、研究開発成果物がどこに帰属するのか、異動の際にどのような手続が必要であるかにつき、事前に所属するセンターに確認を行い、研究の継続につき、問題が生じないように進める
- 研究中の研究開発成果物の管理を厳重に行う

研究者の異動とMTA



研究者の異動とMTA

